

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公表番号】特表2010-513259(P2010-513259A)

【公表日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-540868(P2009-540868)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 P 3/02 (2006.01)

A 6 1 P 25/18 (2006.01)

A 2 3 L 1/29 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198

A 6 1 P 3/02

A 6 1 P 25/18

A 2 3 L 1/29

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月24日(2012.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

広汎性発達障害の治療のための1日の唯一のタンパク源として或いは限定期食に対する栄養補充として投与される薬剤の製造のための、経口投与可能な栄養製剤の使用であって、該栄養製剤が、唯一のタンパク源としての(a)遊離アミノ酸組成物、(b)脂肪及び(c)炭水化物を含み、

(a)遊離アミノ酸組成物が、少なくともL-アラニン、L-アルギニン、L-アスパラギン酸、L-シスチン、グリシン、L-ヒスチジン、L-イソロイシン、L-リシン、L-メチオニン、L-フェニルアラニン、L-プロリン、L-セリン、L-トレオニン、L-トリプトファン、L-チロシン、L-バリン、L-カルニチン及びタウリンを含み、

(b)脂肪が、長鎖多価不飽和脂肪酸を含み、

(c)炭水化物が、食物繊維を含み、

該栄養製剤中のアミノ酸が、1日の唯一のタンパク源であるか又は食事においてある種のタンパクを取り除くことによる欠乏を一部補充する、前記使用。

【請求項2】

広汎性発達障害が、自閉症である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

広汎性発達障害が、アスペルガー障害又はレット障害である、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

(b)脂肪が、栄養製剤中の脂肪の質量に基づいて少なくとも10 wt%の長鎖多価不飽和脂肪酸を含み、

(c)炭水化物が、栄養製剤中の炭水化物の全質量に基づいて5~50 wt%の食物繊維を含み、且つ

アミノ酸の質量パーセントが、栄養製剤の乾燥質量の少なくとも5%であり、

脂肪の質量パーセントが、栄養製剤の乾燥質量の20%までであり、炭水化物の質量パーセントが、栄養製剤の乾燥質量の10～70%である、請求項1に記載の使用。

【請求項5】

遊離アミノ酸組成物が、更に、L-グルタミンを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項6】

栄養製剤が、ビタミンとミネラルを組み込んでいる、請求項1～5のいずれか1項に記載の使用。

【請求項7】

製剤が、プロバイオティクス細菌を組み込んでいる、請求項1～6のいずれか1項に記載の使用。

【請求項8】

広汎性発達障害の治療のための栄養製剤であって、

該栄養製剤が、唯一のタンパク源としての(a)遊離アミノ酸組成物、(b)脂肪及び(c)炭水化物を含み、

(a)遊離アミノ酸組成物が、少なくともL-アラニン、L-アルギニン、L-アスパラギン酸、L-シスチン、グリシン、L-ヒスチジン、L-イソロイシン、L-リシン、L-メチオニン、L-フェニルアラニン、L-プロリン、L-セリン、L-トレオニン、L-トリプトファン、L-チロシン、L-バリン、L-カルニチン及びタウリンを含み、

(b)脂肪が、長鎖多価不飽和脂肪酸を含み、

(c)炭水化物が、食物繊維を含む、前記栄養製剤。

【請求項9】

広汎性発達障害が、自閉症である、請求項8に記載の製剤。

【請求項10】

広汎性発達障害が、アスペルガー障害又はレット障害である、請求項8に記載の製剤。

【請求項11】

(b)脂肪が、栄養製剤中の脂肪の質量に基づいて少なくとも10 wt%の長鎖多価不飽和脂肪酸を含み、

(c)炭水化物が、栄養製剤中の炭水化物の全質量に基づいて5～50 wt%の食物繊維を含み、且つ

アミノ酸の質量パーセントが、栄養製剤の乾燥質量の少なくとも5%であり、

脂肪の質量パーセントが、栄養製剤の乾燥質量の20%までであり、

炭水化物の質量パーセントが、栄養製剤の乾燥質量の10～70%である、請求項8に記載の製剤。

【請求項12】

遊離アミノ酸組成物が、更に、L-グルタミンを含む、請求項8に記載の製剤。

【請求項13】

栄養製剤が、ビタミンとミネラルを組み込んでいる、請求項8～12のいずれか1項に記載の製剤。

【請求項14】

製剤が、プロバイオティクス細菌を組み込んでいる、請求項8～13のいずれか1項に記載の製剤。

【請求項15】

唯一のタンパク源としてのアミノ酸、脂肪及び炭水化物を含む組成物であって、

a.アミノ酸組成物が、少なくともL-アラニン、L-アルギニン、L-アスパラギン酸、L-シスチン、グリシン、L-ヒスチジン、L-イソロイシン、L-リシン、L-メチオニン、L-フェニルアラニン、L-プロリン、L-セリン、L-トレオニン、L-トリプトファン、L-チロシン、L-バリン、L-カルニチン及びタウリンを含み、

b.脂肪が、組成物中の脂肪の質量に基づいて少なくとも10 wt%の長鎖多価不飽和脂肪酸を含み、

c. 炭水化物が、組成物中の炭水化物の全質量に基づいて5~50 wt%の食物繊維を含み、且つ

アミノ酸の質量パーセントが、組成物の乾燥質量の少なくとも5%であり、

脂肪の質量パーセントが、組成物の乾燥質量の20%までであり、

炭水化物の質量パーセントが、組成物の乾燥質量の10~70%である、前記組成物。

【請求項 1 6】

プロバイオティクス細菌を更に含む、請求項15に記載の組成物。